

平成27年生駒市議会（第5回）定例会議案

平成27年12月7日

生 駒 市

平成 27 年生駒市議会（第 5 回）定例会議案目録

議案番号	議案名	頁
報告第 17 号	市長専決処分の報告について (変更契約の締結について)	1～2
報告第 18 号	市長専決処分の報告について (変更契約の締結について)	3～4
議案第 87 号	平成 27 年度生駒市一般会計補正予算 (第 3 回)	5～24
議案第 88 号	平成 27 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 回)	25～27
議案第 89 号	平成 27 年度生駒市下水道事業特別会計補正予算 (第 1 回)	28～31
議案第 90 号	平成 27 年度生駒市自動車駐車場事業特別会計補正予算 (第 1 回)	32～33
議案第 91 号	生駒市個人番号利用条例の制定について	34～36
議案第 92 号	生駒市行政組織条例及び生駒市職員定数条例の一部を改正する条例の制定 について	37～38
議案第 93 号	生駒市職員の退職管理に関する条例の制定について	39～40
議案第 94 号	生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び 生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	41～52
議案第 95 号	生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について	53～72
議案第 96 号	生駒市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について	73
議案第 97 号	生駒市南こども園条例の制定について	74
議案第 98 号	生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例の制定について	75～77
議案第 99 号	生駒市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て	78
議案第 100 号	第 5 次生駒市総合計画後期基本計画を変更することについて	79

議案第 101 号	北田原南北線道路整備工事（第1工区）請負変更契約の締結について	80
議案第 102 号	生駒市生涯学習施設の指定管理者の指定について	81
議案第 103 号	生駒市生涯学習施設の指定管理者の指定について	82
議案第 104 号	生駒市福祉センターの指定管理者の指定について	83
議案第 105 号	生駒市老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について	84
議案第 106 号	生駒市老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について	85
議案第 107 号	RAKU-RAKUはうすの指定管理者の指定について	86
議案第 108 号	生駒市自転車駐車場の指定管理者の指定について	87
議案第 109 号	生駒市自動車駐車場の指定管理者の指定について	88
議案第 110 号	生駒市教育委員会委員の任命について	89～90
議案第 111 号	生駒市固定資産評価審査委員会委員の選任について	91

報告第 17 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

記

変更契約の締結について

平成 27 年 12 月 7 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

変更契約の締結について

議会の議決を経て締結した契約の変更契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、下記のとおり専決処分する。

記

- 1 契約の目的 桜ヶ丘小学校老朽化対策工事（南棟・屋内運動場）
- 2 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札
- 3 契約金額
 - (1) 変更前 290,304,000円
 - (2) 変更後 311,023,800円
- 4 契約の相手方 奈良市三条大路1丁目1番48号
中村建設株式会社
代表取締役 中村 光良
- 5 工 期 契約の日から平成27年10月15日まで

平成27年10月9日

生駒市長 小 紫 雅 史

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

記

変更契約の締結について

平成 27 年 12 月 7 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

変更契約の締結について

議会の議決を経て締結した契約の変更契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、下記のとおり専決処分する。

記

- 1 契約の目的 鹿ノ台中学校スーパーエコスクール校舎（北館）改修工事
- 2 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札
- 3 契約金額
 - (1) 変更前 169,560,000円
 - (2) 変更後 174,099,240円
- 4 契約の相手方 天理市蔵之庄町49番地1
株式会社 米杉建設
代表取締役 米杉 伸喜
- 5 工 期 契約の日から平成27年10月15日まで

平成27年10月14日

生駒市長 小 紫 雅 史

平成 27 年度生駒市一般会計補正予算（第 3 回）

平成 27 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 360,801 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 37,800,756 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

平成 27 年 12 月 7 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		5,028,637	29,453	5,058,090
	1 国庫負担金	4,089,456	29,011	4,118,467
	2 国庫補助金	915,129	442	915,571
15 県支出金		2,382,847	18,805	2,401,652
	1 県負担金	1,495,549	14,505	1,510,054
	2 県補助金	629,769	4,300	634,069
17 寄附金		53,376	57,381	110,757
	1 寄附金	53,376	57,381	110,757
19 繰越金		1,460,129	255,162	1,715,291
	1 繰越金	1,460,129	255,162	1,715,291
歳 入 合 計		37,439,955	360,801	37,800,756

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		395,651	10,474	406,125
	1 議会費	395,651	10,474	406,125
2 総務費		5,557,743	64,019	5,621,762
	1 総務管理費	4,502,416	-78	4,502,338
	2 徴税費	544,420	57,636	602,056
	3 戸籍住民基本台帳費	276,493	4,825	281,318
	4 選挙費	141,156	1,636	142,792
3 民生費		13,891,250	83,389	13,974,639
	1 社会福祉費	5,465,020	6,788	5,471,808
	2 児童福祉費	6,030,333	76,601	6,106,934
4 衛生費		3,978,696	-33,473	3,945,223
	1 保健衛生費	1,738,774	-17,963	1,720,811
	2 清掃費	2,239,922	-15,510	2,224,412
5 産業経済費		370,756	15,258	386,014
	1 農業費	156,371	15,258	171,629
6 土木費		3,583,378	105,344	3,688,722
	1 土木管理費	314,548	-4,992	309,556
	2 道路橋梁及び河川費	1,251,128	-997	1,250,131

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 住宅費	76,863	1,676	78,539
	5 下水道費	868,489	109,657	978,146
8 教育費		4,913,730	115,790	5,029,520
	2 小学校費	883,678	7,776	891,454
	3 中学校費	292,067	7,776	299,843
	5 社会教育費	981,561	100,238	1,081,799
歳	出	合	計	
		37,439,955	360,801	37,800,756

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

追加

[単位 千円]

款	項	事 業 名	金 額
総 務 費	戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	コ ン ビ ニ 交 付 事 業	1, 6 2 0
土 木 費	道 路 橋 梁 及 び 河 川 費	生 活 道 路 安 全 対 策 事 業	7, 9 0 0
教 育 費	小 学 校 費	小 学 校 施 設 整 備 事 業	7, 7 7 6
	中 学 校 費	中 学 校 施 設 整 備 事 業	7, 7 7 6
	社 会 教 育 費	生 涯 学 習 施 設 整 備 事 業	1 0 1, 7 2 9

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

[単位 千円]

事 項	期 間	限 度 額
サ ー ビ ス コ ー ナ ー 窓 口 業 務	平 成 2 7 年 度 か ら 平 成 3 2 年 度	1 6, 1 0 1
R A K U - R A K U は う す 指 定 管 理 業 務	平 成 2 7 年 度 か ら 平 成 3 2 年 度	5 8, 0 5 9
福 祉 セ ン タ ー 指 定 管 理 業 務	平 成 2 7 年 度 か ら 平 成 3 7 年 度	6 6 1, 3 9 8
生 駒 駅 南 自 動 車 駐 車 場 指 定 管 理 業 務	平 成 2 7 年 度 か ら 平 成 3 2 年 度	9 1, 0 7 7

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	4,087,044	29,011	4,116,055	2 児童福祉費負担金	29,011	保育所運営費負担金
計	4,089,456	29,011	4,118,467			

[単位: 千円]

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	62,585	442	63,027	4 選挙費補助金	442	選挙人名簿システム改修費補助金
計	915,129	442	915,571			

[単位: 千円]

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	1,495,287	14,505	1,509,792	2 児童福祉費負担金	14,505	保育所運営費負担金
計	1,495,549	14,505	1,510,054			

[単位: 千円]

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費県補助金	2,600	4,300	6,900	1 総務管理費補助金	4,300	奈良県市町村公営企業財政健全化支援事業補助金	
計	629,769	4,300	634,069				

[単位 千円]

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 一般寄附金	26,001	57,381	83,382	1 一般寄附金	57,381	ふるさと生駒応援寄附金	
計	53,376	57,381	110,757				

[単位 千円]

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 繰越金	1,460,129	255,162	1,715,291	繰越金	255,162	前年度繰越金	
計	1,460,129	255,162	1,715,291				

[単位 千円]

歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源				
					国県支出名	地方債			
1 議会費	395,651	10,474	406,125		10,474	2 給料	5,104	人事異動等による	
						3 職員手当等	3,880	人事異動等による	
						4 共済費	1,490	人事異動等による	
計	395,651	10,474	406,125		10,474				

[単位 千円]

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源				
					国県支出名	地方債			
5 財産管理費	2,093,375	-78	2,093,297		-78	25 積立金	-78	職員退職給与基金	
計	4,502,416	-78	4,502,338		-78				

[単位 千円]

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源				
					国県支出名	地方債			
1 税務総務費	340,648	57,636	398,284		255	2 給料	-1,446	人事異動等による	
						13 委託料	1,701	ふるさと生駒応援寄附記念品配送委託料	
						25 積立金	57,381	ふるさと生駒応援基金	

[単位 千円]

計	544,420	57,636	602,056		57,381	255		
---	---------	--------	---------	--	--------	-----	--	--

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国県支出金	財源				
					特定地方債	その他			
1 戸籍住民基本台帳費	276,294	4,825	281,119			4,825	3 職員手当等	4,825	人事異動等による
計	276,493	4,825	281,318			4,825			

[単位 千円]

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国県支出金	財源				
					特定地方債	その他			
1 選挙管理委員会費	28,666	1,636	30,302	442 (国補)	442	1,194	2 給料	276	人事異動等による
							3 職員手当等	474	人事異動等による
							13 委託料	886	選挙人名簿システム改修委託料
計	141,156	1,636	142,792	442		1,194			

[単位 千円]

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国県支出金	財源				
					特定地方債	その他			
1 社会福祉総務費	450,214	-14,016	436,198			-14,016	2 給料	-6,285	人事異動等による
							3 職員手当等	-3,349	人事異動等による

[単位 千円]

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				一般財源					
				特 定 地 方 財 源	其 他	一 般 財 源			
				国県支出金	その他	4 共済費	-4,382	人事異動等による	
2 国民年金費	34,710	2,883	37,593			2 給料	2,040	人事異動等による	
5 後期高齢者医療費	1,132,413	15,435	1,147,848			3 職員手当等	718	人事異動等による	
						4 共済費	125	人事異動等による	
7 人権文化センター運営費	53,664	2,486	56,150			19 負担金補助及び交付金	15,435	療養給付費負担金	
						2 給料	1,783	人事異動等による	
計	5,465,020	6,788	5,471,808			3 職員手当等	703	人事異動等による	
							6,788		

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				一般財源					
				特 定 地 方 財 源	其 他	一 般 財 源			
2 児童保育費	1,617,357	58,021	1,675,378	43,516 (国負)		19 負担金補助及び交付金	58,021	私立保育所保育実施負担金	
				29,011 (県負)					
				14,505					
3 保育所費	813,245	18,580	831,825			2 給料	15,060	人事異動等による	
						3 職員手当等	3,520	人事異動等による	
計	6,030,333	76,601	6,106,934	43,516			33,085		

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	その他				
					国県支出金	地方			
1 保健衛生総務費	802,473	-17,963	784,510			-17,963	2 給料	人事異動等による	
							3 職員手当等	人事異動等による	
							4 共済費	人事異動等による	
計	1,738,774	-17,963	1,720,811			-17,963			

[単位: 千円]

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	その他				
					国県支出金	地方			
1 清掃総務費	121,206	-17,009	104,197			-17,009	2 給料	人事異動等による	
							3 職員手当等	人事異動等による	
							4 共済費	人事異動等による	
3 ごみ処理施設費	860,568	1,499	862,067			1,499	2 給料	人事異動等による	
							3 職員手当等	人事異動等による	
計	2,239,922	-15,510	2,224,412			-15,510			

[単位: 千円]

(款) 5 産業経済費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 費	一般財源				
					国県支出金	その他			
1 農業委員会費	39,944	1,839	41,783			1,839	2 給料	1,199	人事異動等による
							3 職員手当等	640	人事異動等による
2 農業総務費	52,529	13,419	65,948			13,419	2 給料	4,279	人事異動等による
							3 職員手当等	5,006	人事異動等による
							4 共済費	4,134	人事異動等による
計	156,371	15,258	171,629			15,258			

[単位 千円]

(款) 6 土木費

(項) 1 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 費	一般財源				
					国県支出金	その他			
1 土木総務費	206,322	-4,992	201,330			-4,992	2 給料	-3,988	人事異動等による
							4 共済費	-1,004	人事異動等による
計	314,548	-4,992	309,556			-4,992			

[単位 千円]

(款) 6 土木費

(項) 2 道路橋梁及び河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 費	一般財源				
					国県支出金	その他			
3 道路橋梁新設改良費	624,237	-997	623,240			-997	2 給料	-997	人事異動等による

[単位 千円]

計	1,251,128	-997	1,250,131						-997			
---	-----------	------	-----------	--	--	--	--	--	------	--	--	--

(款) 6 土木費

(項) 4 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				財源					
				特定	地方債	その他			
1 住宅事業費	76,863	1,676	78,539			2 給料	1,676	人事異動等による	
計	76,863	1,676	78,539						

[単位 千円]

(款) 6 土木費

(項) 5 下水道費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				財源					
				特定	地方債	その他			
1 下水道費	868,489	109,657	978,146	4,300 (県補)		28 繰出金	109,657	下水道事業特別会計繰出金	
計	868,489	109,657	978,146	4,300					

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				財源					
				特定	地方債	その他			
3 小学校施設整備費	464,829	7,776	472,605			15 工事請負費	7,776	プールの過装置入替工事	
計	883,678	7,776	891,454						

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 財 源	一般財源				
					国 県 支 出 金	そ の 他			
3 中学校施設整備費	6,216	7,776	13,992			7,776	15 工事請負費	7,776	プールろ過装置入替工事
計	292,067	7,776	299,843			7,776			

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 財 源	一般財源				
					国 県 支 出 金	そ の 他			
2 生涯学習施設費	412,632	101,729	514,361			101,729	13 委託料	857	維持管理業務委託料
3 図書館費	363,494	-1,491	362,003			-1,491	15 工事請負費 4 共済費	100,872 -1,491	生涯学習施設整備工事 人事異動等による
計	981,561	100,238	1,081,799			100,238			

[単位 千円]

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(47) 725		3,093,370	2,668,393	5,761,763	1,016,827	
補正前	(54) 736		3,094,933	2,659,152	5,754,085	1,023,988	
比較	(-7) -11		-1,563	9,241	7,678	-7,161	

区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当(千円)	地域手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
補正後	97,470	117,279	1,940	200,023	16,162	183,229	36,638
補正前	97,470	116,031	1,940	199,642	16,162	178,404	36,638
比較	0	1,248	0	381	0	4,825	0

夜間勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
9,240	72,389	27,058	634,000	819,173	453,792
9,240	72,389	27,058	634,000	817,684	452,494
0	0	0	0	1,489	1,298

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説明	備考
給料	-1,563	給与改定に伴う増減		
		昇給に伴う増		
		その他の増減	-1,563	退職・人事異動等に伴う減少分
職員手当	9,241	制度改正に伴う増減		
		その他の増減	9,241	人事異動等に伴う増加分
		扶養手当		千円
		管理職手当	1,248	千円
		管理職員特別勤務手当		千円
		地域手当	381	千円
		特殊勤務手当		千円
		時間外勤務手当	4,825	千円
		休日勤務手当		千円
		夜間勤務手当		千円
		通勤手当		千円
		住居手当		千円
		退職手当		千円
		期末手当		1,489 千円
		勤勉手当		1,298 千円
		採用者	人	退職者
		6人		6人
		職員数の異動状況	補正後 725人 補正前 736人 比較 -11人	
		採用・退職の状況等		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分					技 能 職
	一 般 職	消 防 職	教 育 職	技 能 職	技 能 職	
平成27年10月1日現在	平均給料月額 (円)	340,908	338,992	332,297	291,869	
	平均給与月額 (円)	455,441	446,153	397,210	348,387	
	平均年齢 (歳)	44.2	43.2	43.9	44.7	
平成27年1月1日現在	平均給料月額 (円)	347,868	345,220	328,854	291,006	
	平均給与月額 (円)	416,397	472,951	370,947	349,207	
	平均年齢 (歳)	44.4	43.1	42.9	43.5	

イ 初任給

区 分	一 般 職 (円)	消 防 職 (円)	教 育 職 (円)	技 能 職 (円)	国 の 制 度	
					一 般 行 政 職 (円)	技 能 職 (円)
高 校 卒	146,500	151,800	146,500	158,600	142,100	139,500
大 学 卒	180,800	187,700	180,800		174,200	

ウ 級別職員数

区分	一般職		消防職		教育職		技能職		
	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	
平成27年10月1日現在	1級	(57)	(11.4)	1級	(15)	(11.2)	1級	(3)	(5.0)
	2級	(42)	(8.4)	2級	(13)	(9.7)	2級	(9)	(15.0)
	3級	(45)	(9.5)	3級	(1)	(0.7)	3級	(8)	(13.3)
	4級	(21)	(4.2)	4級	(25)	(18.7)	4級	(3)	(5.0)
	5級	(78)	(15.5)	5級	(59)	(44.0)	5級	(25)	(41.7)
	6級	(185)	(36.8)	6級	(13)	(9.7)	6級	(5)	(8.3)
	7級	(2)	(4.3)	7級	(6)	(4.5)	7級	(7)	(11.7)
	8級	(58)	(11.5)	8級	(2)	(1.5)	8級	()	()
	計	(47)	(100.0)	計	(134)	(100.0)	計	(60)	(100.0)
	502	100.0							
平成27年1月1日現在	1級	(50)	(9.9)	1級	(14)	(10.5)	1級	(7)	(11.1)
	2級	(32)	(6.3)	2級	(9)	(6.8)	2級	(11)	(17.5)
	3級	(50)	(9.6)	3級	(3)	(2.3)	3級	(3)	(4.8)
	4級	(29)	(5.7)	4級	(28)	(21.0)	4級	(5)	(7.9)
	5級	(77)	(15.2)	5級	(58)	(43.6)	5級	(25)	(39.7)
	6級	(201)	(39.6)	6級	(11)	(8.3)	6級	(6)	(9.5)
	7級	(2)	(3.8)	7級	(8)	(6.0)	7級	(6)	(9.5)
	8級	(56)	(11.0)	8級	(2)	(1.5)	8級	()	()
	計	(48)	(9.5)	計	(133)	(100.0)	計	(63)	(100.0)
	507	100.0							

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般職	事務員	副主事	主事	主任	係長級	課長補佐級	課長級	部長級
	技術員	副技術師	技術師					

工 昇 給

区	分		合 計	代 表 的 な 職 種			
	職 員 数 (A)	(人)		一 般 職	消 防 職	教 育 職	技 能 職
補 正 後	職 員 数 (A)	(人)	725	502	134	60	29
	昇給に係る職員数(B)	(人)	591	410	109	46	26
	2号給	(人)					
	4号給	(人)	591	410	109	46	26
	6号給	(人)					
	8号給	(人)					
	比 率 (B)/(A)	(%)	81.5	81.7	81.3	76.7	89.7
補 正 前	職 員 数 (A)	(人)	736	510	135	62	29
	昇給に係る職員数(B)	(人)	606	421	109	49	27
	2号給	(人)					
	4号給	(人)	606	421	109	49	27
	6号給	(人)					
	8号給	(人)					
	比 率 (B)/(A)	(%)	82.3	82.5	80.7	79.0	93.1

才 期 末 手 当 ・ 勤 勉 手 当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職 制 上 の 段 階 ・ 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	支 給 期 6 月 (月分)	12 月 (月分)			
補正後	(1.00) (1.15) (2.125)	(1.15) (2.125)	(2.15) (4.10)	有	
補正前	(1.00) (1.15) (2.125)	(1.15) (2.125)	(2.15) (4.10)	有	
国の制度	(1.00) (1.15) (2.125)	(1.15) (2.125)	(2.15) (4.10)	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置 (3%~45%加算)	
国の制度 (支給率等)	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置 (3%~45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	市全域
支給率 (%)	6.0
支給対象職員数 (人)	725
国の指定基準に基づく 支給率 (%)	6.0

ク 特殊勤務手当

区分	分	全職種	代表的な職種		
			一般職	消防職	教育職
給料総額に対する比率 (%)	(%)	0.6	0.4	0.1	0.1
支給対象職員の比率 (%)	(%)	20.4	13.1	22.4	80.0
平成27年10月1日現在)					
代表的な特殊勤務手当の名称					
訪問指導手当・環境衛生業務手当					

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容	内容
扶養手当	同	じ	
住居手当	同	じ	
通勤手当	一部異なる		自転車通勤の者は1,500円加算 10km未満の自転車以外の交通用具使用者は300円減額

平成 27 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）

平成 27 年度生駒市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 52,037 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,928,092 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 12 月 7 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 繰入金		843,998	52,037	896,035
	2 基金繰入金	1	52,037	52,038
歳 入 合 計		12,876,055	52,037	12,928,092

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 諸支出金		11,200	52,037	63,237
	1 償還金及び還付加算金	10,100	52,037	62,137
歳 出 合 計		12,876,055	52,037	12,928,092

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 9 繰入金

(項) 2 基金繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	1	52,037	52,038	1 財政調整基金繰入金	52,037	
計	1	52,037	52,038			

歳出

(款) 11 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特定	財源				
					国県支出金	地方債			
3 償還金	1,000	52,037	53,037		一般財源	52,037	23 償還金利子及び割引料	療養給付費交付金等精算返還金	
計	10,100	52,037	62,137			52,037			

平成 27 年度生駒市下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）

平成 27 年度生駒市の下水道事業特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 9 , 6 5 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 , 7 0 7 , 5 5 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

平成 27 年 12 月 7 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰入金		868,489	109,657	978,146
	1 一般会計繰入金	868,489	109,657	978,146
歳 入 合 計		2,597,893	109,657	2,707,550

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 公債費		827,716	109,657	937,373
	1 公債費	827,716	109,657	937,373
歳 出 合 計		2,597,893	109,657	2,707,550

第 2 表 繰 越 明 許 費

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
下水道費	下水道費	公共下水道管渠整備事業	280,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 4 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	868,489	109,657	978,146	1 一般会計繰入金	109,657	
計	868,489	109,657	978,146			

[単位 千円]

- 31 -

歳出

(款) 2 公債費

(項) 1 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	金額	説明	
				特別 国庫支出金	地方債 その他	一般財源				区分
1 元金	612,074	92,333	704,407			92,333	23 償還金利子及び割引料	92,333	長期償還元金	
3 公債諸費	0	17,324	17,324			17,324	22 補償補填及び賠償金	17,324	下水道償還補償金	
計	827,716	109,657	937,373			109,657				

[単位 千円]

議案第 90 号

平成 27 年度生駒市自動車駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）

平成 27 年度生駒市の自動車駐車場事業特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の変更は、「第 1 表債務負担行為補正」による。

平成 27 年 12 月 7 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 債 務 負 担 行 為 補 正

変更

[単位 千円]

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
生駒駅南・ 生駒駅北地下 自動車駐車場 指定管理業務	平成27年度から 平成32年度まで	269,092	生駒駅北地下 自動車駐車場 指定管理業務	平成27年度から 平成32年度まで	178,015

生駒市個人番号利用条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 12 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市個人番号利用条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(個人番号の利用範囲)

第 3 条 本市の執行機関は、法第 9 条第 1 項の規定により個人番号を利用することができる事務（以下「法定利用事務」という。）のほか、別表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

2 本市の執行機関は、別表の右欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、規則で定める特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他

の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 本市の執行機関は、法定利用事務を処理するために必要な限度で、法別表第2の第2欄に掲げる事務の区分に応じて同表の第4欄に掲げる特定個人情報又は規則で定める特定個人情報であって、自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定により特定個人情報を利用した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表（第3条関係）

執行機関	事 務
1 市長	生駒市心身障害者医療費助成条例（昭和47年3月生駒市条例第2号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	生駒市子ども医療費助成条例（昭和48年10月生駒市条例第27号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年9月生駒市条例第31号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例（平成27年12月生駒市条例第 号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	精神障害者に対して医療費を助成する事業に関する事務であって規則で定めるもの

議案第 92 号

生駒市行政組織条例及び生駒市職員定数条例の一部を改正する条例
の制定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 12 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市行政組織条例及び生駒市職員定数条例の一部を改正する条例

(生駒市行政組織条例の一部改正)

第 1 条 生駒市行政組織条例（平成 2 年 3 月生駒市条例第 1 号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 1 条中 「企画財政部
環境経済部」 を 「総務部
地域活力創生部」 に、 「福祉部
こども健康部」 を「福
祉健康部」に改める。

第 2 条市長公室の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、同項に次の 2 号
を加える。

(5) 市行政の総合政策及び総合調整に関すること。

(6) 特命による重要施策の調査、計画及び推進に関すること。

第 2 条企画財政部の項中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、第
5 号を第 3 号とし、第 13 号を第 14 号とし、第 6 号から第 12 号までを 1 号
ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 3 号を加え、同項を同条総務部の項とする。

(4) 消費生活その他の市民生活に関すること。

(5) 交通政策に関する事。

(6) 市民相談に関する事。

第2条環境経済部の項を次のように改める。

地域活力創生部

(1) 市民活動の推進に関する事。

(2) 地域経済の活性化に関する事。

(3) 農林業、商工業及び観光に関する事。

(4) 低炭素まちづくりの推進に関する事。

第2条市民部の項第4号から第6号までを次のように改める。

(4) 環境の保全に関する事。

(5) 環境衛生に関する事。

(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する事。

第2条福祉部の項に次の3号を加え、同項を同条福祉健康部の項とする。

(6) 健康及び保健衛生に関する事。

(7) 病院事業に関する事。

(8) 国民健康保険に関する事。

第2条こども健康部の項を削る。

(生駒市職員定数条例の一部改正)

第2条 生駒市職員定数条例（昭和42年4月生駒市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「502人」を「479人」に、「146人」を「169人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

生駒市職員の退職管理に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 12 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 38 条の 2 第 8 項及び第 38 条の 6 第 2 項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第 2 条 法第 38 条の 2 第 1 項、第 4 項及び第 5 項の規定によるもののほか、再就職者（同条第 1 項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第 8 項の国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の 5 年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第 38 条の 2 第 1 項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第 8 項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第 1 項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の 5 年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後 2 年間、職務上の行為をする

ように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者(退職手当通算予定職員(法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。))であった者であって引き続き退職手当通算法人(同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。)の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。)は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 94 号

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 12 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

(生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 (昭和 47 年 10 月生駒市条例第 23 号) の一部を次のように改正する。

附則第 4 条第 1 項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成 24 年法律第 63 号。以下「平成 24 年一元化法」という。) 附則第 41 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金 (以下単に「障害厚生年金等」という。) 及び国民年金法 (昭和 34 年法律第 141 号) による障害基礎年金 (同法第 30 条の 4 の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)	0.73
--------	--	------

	障害厚生年金等（当該補償の理由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の理由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の理由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の理由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.80
	遺族厚生年金等（当該補償の理由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	遺族基礎年金（当該補償の理由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若し	0.88

くは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	
国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

附則第4条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の理由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の理由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

（生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第2条 生駒市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年7月生駒市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の	0.73
--------------------------------------	---	------

	表において「障害基礎年金」という。)	
2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.81）
3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.81）
5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。）	0.80
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87

附則第5条第2項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、

「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	(1) 障害厚生年金等	0.86
	(2) 障害基礎年金（当該損害補償の理由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	(1) 障害厚生年金等	0.91（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.90）
	(2) 障害基礎年金（当該損害補償の理由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.91）
3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	(1) 障害厚生年金等	0.83
	(2) 障害基礎年金（当該損害補償の理由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
4 障害補償年金（第1	(1) 障害厚生年金等	0.89（第1級又は

8 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものに限る。)		第 2 級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては、0.88)
	(2) 障害基礎年金（当該損害補償の理由となった障害について平成 24 年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92（第 1 級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては、0.91）
5 遺族補償年金（第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	(1) 遺族厚生年金等	0.84
	(2) 遺族基礎年金（当該損害補償の理由となった死亡について平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成 24 年一元化法附則第 79 条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下この表において「平成 24 年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
6 遺族補償年金（第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	(1) 遺族厚生年金等	0.89
	(2) 遺族基礎年金（当該損害補償の理由となった死亡について平成 24 年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.92

附則第 5 条第 3 項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年金たる給付の 2 が支給される」を「法律による年金たる給付の数が 2 である」に、「、当該年金たる給付」を「、当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金（第 18 条の 2 に規定する公務上の災害	(1) 国民年金等改正法附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第 6 項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	(2) 国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定	0.75

に係るものを除く。)	する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	
	(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	(1) 旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82）
	(2) 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82）
	(3) 旧国民年金法による障害年金	0.93（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.92）
3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	(1) 旧船員保険法による障害年金	0.74
	(2) 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	(3) 旧国民年金法による障害年金	0.89
4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	(1) 旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0

		． 8 1、第 2 級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては 0． 8 2)
	(2) 旧厚生年金保険法による障害年金	0． 8 3 (第 1 級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては 0． 8 1、第 2 級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては 0． 8 2)
	(3) 旧国民年金法による障害年金	0． 9 3 (第 1 級又は第 2 級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、 0． 9 2)
5 遺族補償年金 (第 1 8 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	(1) 国民年金等改正法附則第 8 7 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0． 8 0
	(2) 国民年金等改正法附則第 7 8 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0． 8 0
	(3) 国民年金等改正法附則第 3 2 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0． 9 0
6 遺族補償年金 (第 1 8 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	(1) 国民年金等改正法附則第 8 7 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0． 8 7
	(2) 国民年金等改正法附則第 7 8 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0． 8 7
	(3) 国民年金等改正法附則第 3 2 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0． 9 3

附則第5条第4項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第5項を次のように改める。

- 5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の理由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の理由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該損害補償の理由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該損害補償の理由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88

附則第5条第6項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第8条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び生駒市消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成27年10月1日から適用する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第4条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき理由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき理由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき理由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき理由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

3 平成24年一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付理由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付理由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及

び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付理由とするものをいう。）又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付理由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給理由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合（平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、第1条の規定による改正後の生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第4条第1項の規定は、適用しない。

- 4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に第1条の規定による改正前の生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第4条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、第1条の規定による改正後の生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。
- 5 第2条の規定による改正後の生駒市消防団員等公務災害補償条例附則第5条の規定は、適用日以後に支給すべき理由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき理由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき理由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき理由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 6 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に第2条の規定による改正前の生駒市消防団員等公務災害補償条例附則第5条の規定により支給された年金たる損害補償及び休業補償は、第2条の規定による改正後の生駒市消防団員等公務災害補償条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。

生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 12 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市税条例の一部を改正する条例

生駒市税条例（昭和 50 年 12 月生駒市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の次に次の 5 条を加える。

（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第 5 条の 2 市長は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、同条第 1 項若しくは第 2 項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第 4 項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この条において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、その徴収の猶予に係る金額をその徴収の猶予又はその徴収の猶予期間の延長をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 市長は、法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納

付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第5条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間

(5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）

(6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第5条の4 市長は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予（以下この項において「職権による換価の猶予」という。）又は法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による職権による換価の猶予をした期間の延長（以下この項において「職権による換価の猶予期間の延長」という。）をする場合には、その職権による換価の猶予に係る金額（その納付又は納入を困難とする金額として令第6条の9の3第1項で定める額を限度とする。）をその職権による換価の猶予又はその職権による換価の猶予期間の延長をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付

し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第5条の5 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 市長は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予（以下この項において「申請による換価の猶予」という。）又は法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定による申請による換価の猶予をした期間の延長（以下この項において「申請による換価の猶予期間の延長」という。）をする場合には、その申請による換価の猶予に係る金額（その納付又は納入を困難とする金額として令第6条の9の3第2項において読み替えて準用する同条第1項で定める額を限度とする。）をその申請による換価の猶予又はその申請による換価の猶予期間の延長をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

3 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生

活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第5条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第5条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第5条の3第1項第6号に掲げる事項

(2) 第5条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第5条の6 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第6条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第13条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改め、同条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第18条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第28条第8項中「寮等の所在」の次に「、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）」を加える。

第29条の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第47条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号

第71条第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第71条の2第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第80条第1項中「1に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第 8 3 条第 1 項第 1 号及び第 8 3 条の 2 第 1 項第 1 号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第 9 7 条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改め、同項第 2 号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第 2 条第 1 5 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第 9 8 条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改め、同項第 1 号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改め、同条第 3 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改める。

第 1 3 9 条の 3 第 1 項中「1 に」を「いずれかに」に改め、同条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改め、同項第 1 号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第 1 5 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第 1 4 7 条第 1 号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第 1 5 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又

は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

附則第7条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第12条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第16条の2第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第17条の2を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第18条第2項にただし書を加える改正規定、第28条第8項及び第29条の3第4項の改正規定、第47条第2項第2号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として1号を加える改正規定並びに第71条第1項第1号、第71条の2第1項第1号及び第2項第1号、第80条第2項第1号、第83条第1項第1号、第83条の2第1項第1号、第97条第2項第2号、第98条第2項第1号、第139条の3第2項第1号並びに第147条第1号の改正規定並びに附則第12条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第

4 項第 1 号、第 5 項第 1 号、第 6 項第 1 号、第 7 項第 1 号、第 8 項第 1 号、第 9 項第 1 号及び第 10 項第 1 号並びに第 16 条の 2 第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号及び第 4 項第 1 号の改正規定並びに附則第 3 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 4 条、第 5 条、第 7 条並びに第 8 条の規定は、同年 1 月 1 日から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第 2 条 改正後の生駒市税条例 (以下「新条例」という。)第 5 条の 2、第 5 条の 3 及び第 5 条の 6 (地方税法等の一部を改正する法律 (平成 27 年法律第 2 号。以下「平成 27 年改正法」という。)附則第 1 条第 6 号に掲げる規定による改正後の地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号。以下この条において「28 年新法」という。)第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に申請される 28 年新法第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成 27 年改正法附則第 1 条第 6 号に掲げる規定による改正前の地方税法 (以下この条において「28 年旧法」という。)第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第 5 条の 4 及び第 5 条の 6 (28 年新法第 15 条の 5 第 1 項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた 28 年旧法第 15 条の 5 第 1 項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第 5 条の 5 及び第 5 条の 6 (28 年新法第 15 条の 6 第 1 項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 18 条第 2 項の規定は、平成 28 年度以後の年度分の個人の市

民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第47条第2項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する申請書について適用する。
- 3 新条例第13条第2項の規定は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第28条第8項の規定は、平成28年1月1日以後に行われる同項の規定による申告について適用し、同日前に行われる改正前の生駒市税条例（以下「旧条例」という。）第28条第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例第71条第1項第1号、第71条の2第1項第1号及び第2項第1号、第80条第2項第1号、第83条第1項第1号並びに第83条の2第1項第1号並びに附則第12条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号並びに第16条の2第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する新条例第71条第1項並びに第71条の2第1項及び第2項に規定する申出書、新条例第80条第2項並びに附則第16条の2第3項及び第4項に規定する申請書又は新条例第83条第1項及び第83条の2第1項並びに附則第12条の3各項及び第16条の2第2項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第71条第1項並びに第71条の2第1項及び第2項に規定する申出書、旧条例第80条第2項並びに附則第16条の2第3項及び第4項に規定

する申請書又は旧条例第83条第1項及び第83条の2第1項並びに附則第12条の3各項及び第16条の2第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例第97条第2項第2号及び第98条第2項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する新条例第97条第2項並びに第98条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第97条第2項並びに第98条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 別段の定めがあるものを除き、平成28年4月1日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第17条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第103条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第106条第1項から第4項ま

での規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第106条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第106条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第106条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第106条第4項	第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

- 4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第100条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりた

ばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 000 本につき 430 円とする。

5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成 27 年改正法附則第 20 条第 4 項に規定する申告書を平成 28 年 5 月 2 日までに市長に提出しなければならない。

6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 28 年 9 月 30 日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。

7 第 4 項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第 10 条、第 106 条第 4 項及び第 5 項、第 108 条の 2 並びに第 109 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 10 条	第 106 条第 1 項若しくは第 2 項	生駒市税条例の一部を改正する条例（平成 27 年 12 月生駒市条例第 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成 27 年改正条例」という。）附則第
--------	-----------------------	--

		6条第6項
第10条第2号	第106条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第6条第5項
第10条第3号	第45条第1項の申告書（法第321条の8第2項及び第23項の申告書を除く。）、第106条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限
第106条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第106条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第6項
第108条の2	第106条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第5項
	当該各項	同項
第109条第2項	第106条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第107条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第106条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

- 9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項の	第9項の
	同項から前項まで	第5項、前項及び第9項
第7項の表第10条の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第

		6 項
第 7 項の表第 1 0 条 第 2 号の項	附則第 6 条第 5 項	附則第 6 条第 1 0 項に おいて準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 1 0 条 第 3 号の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 1 0 項に おいて準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 1 0 6 条第 4 項の項	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 0 項 において準用する同条 第 4 項
第 7 項の表第 1 0 6 条第 5 項の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 1 0 項に おいて準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 1 0 8 条の 2 の項	附則第 6 条第 5 項	附則第 6 条第 1 0 項に おいて準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 1 0 9 条第 2 項の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 1 0 項に おいて準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 9 項

- 11 平成 3 0 年 4 月 1 日前に地方税法第 4 6 5 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 2 条第 1 0 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本

数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の
	同項から前項まで	第5項、前項及び第11項
第7項の表第10条の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第10条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第10条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第106条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第106条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第108条の2の項	附則第6条第5項	
第7項の表第109条第2項の項	附則第6条第6項	
第8項	第4項	第11項

- 13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。
- 14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項の	第13項の
	同項から前項まで	第5項、前項及び第13項
第7項の表第10条の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第

		6 項
第 7 項の表第 1 0 条第 2 号の項	附則第 6 条第 5 項	附則第 6 条第 1 4 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 1 0 条第 3 号の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 1 4 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 1 0 6 条第 4 項の項	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 4 項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第 1 0 6 条第 5 項の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 1 4 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 1 0 8 条の 2 の項	附則第 6 条第 5 項	附則第 6 条第 1 4 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 1 0 9 条第 2 項の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 1 4 項において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 1 3 項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第 7 条 新条例第 1 3 9 条の 3 第 2 項第 1 号の規定は、平成 2 8 年 1 月 1 日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第 1 3 9 条の 3 第 2 項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第 8 条 新条例第 1 4 7 条の規定は、平成 2 8 年 1 月 1 日以後に行われる同条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第 1 4 7 条の規定による申告については、なお従前の例による。

議案第 96 号

生駒市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 12 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市立保育所条例の一部を改正する条例

生駒市立保育所条例（昭和 30 年 3 月生駒市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「生駒市萩原町 3 8 1 番地」を「生駒市小平尾町 2 5 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

生駒市南こども園条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成27年12月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市南こども園条例

(目的)

第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）による幼稚園と児童福祉法（昭和22年法律第164号）による保育所を並存させつつ、一体的に運営することにより、教育と保育の双方を受けられる環境を整備し、もって子どもたちが心身ともに明るく健やかに過ごし、心豊かにたくましく生きる力を身につけていくことを目的とする。

(構成)

第2条 前条の目的を達成するため、生駒市立南幼稚園及び生駒市立みなみ保育園をもって生駒市南こども園を構成する。

(その他)

第3条 この条例に定めるもののほか、生駒市南こども園を構成する生駒市立南幼稚園及び生駒市立みなみ保育園に関する事項は、それぞれ生駒市立南幼稚園及び生駒市立みなみ保育園に係る条例等で定めるところによる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成27年12月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、重度の心身障害のある老人及びひとり親家庭等の老人（以下「重度心身障害老人等」という。）に対し医療費の一部を助成し、もって重度心身障害老人等の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成要件)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、市内に住所を有する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条に規定する被保険者（同法第55条第1項第2号に規定する入所をしたことにより同項及び同条第2項の規定の適用を受ける被保険者を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生駒市中心身障害者医療費助成条例（昭和47年3月生駒市条例第2号）第2条第1項第2号に規定する助成要件に該当する者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く。）
- (2) 生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年9月生駒市条例第31号）第2条第1号ア、イ又はオに規定する助成要件に該当する者（生活保

護法による保護を受けている者を除く。)

(助成の範囲)

第3条 医療費の助成は、前条の要件に該当する者（以下「対象者」という。）の疾病又は負傷について高齢者の医療の確保に関する法律その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成金」という。）を対象者に支給して行うものとする。

- (1) 入院時の食事療養に係る標準負担額に相当する額
- (2) 入院時の生活療養に係る標準負担額に相当する額
- (3) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額

(届出)

第4条 対象者は、住所を変更したときその他規則で定める理由が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第5条 この条例による助成金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第6条 偽りその他不正の手段によってこの条例による助成金の支給を受けた者があるときは、市長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(損害賠償との調整)

第7条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度において、当該助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した当該助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行し、同日以降に受けた医療に係る医療費について適用する。

議案第 99 号

生駒市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 12 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

生駒市病院事業の設置等に関する条例（平成 21 年 6 月生駒市条例第 23 号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中第 12 号を第 14 号とし、第 11 号を第 12 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(13) 救急科

第 3 条第 3 項中第 10 号を第 11 号とし、第 7 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 形成外科

附 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 100 号

第5次生駒市総合計画後期基本計画を変更することについて

別冊のとおり第5次生駒市総合計画後期基本計画を変更することにつき、生駒市の市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例（平成25年6月生駒市条例第22号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成27年12月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 101 号

北田原南北線道路整備工事（第1工区）請負変更契約の締結について

北田原南北線道路整備工事（第1工区）について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 北田原南北線道路整備工事（第1工区）
- 2 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札
- 3 契約金額
 - (1) 変更前 582,395,160円
 - (2) 変更後 662,350,800円
- 4 契約の相手方 奈良市中山町西4丁目561番地の2
大林道路株式会社奈良営業所
所長 山川 亮
- 5 工期
 - (1) 変更前 契約の日から平成28年1月29日まで
 - (2) 変更後 契約の日から平成28年3月28日まで

平成27年12月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市生涯学習施設の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

たけまるホール、鹿ノ台ふれあいホール、生駒市図書館、南コミュニティセンターせせらぎ、北コミュニティセンター I S T A はばたき及び芸術会館
美^み楽^{らく}来

2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

よしもと・南海共同事業体

構成団体（代表） 株式会社よしもとデベロップメンツ

大阪市中央区難波千日前11番6号

構成団体 南海ビルサービス株式会社

大阪市中央区難波5丁目1番60号

構成団体 株式会社トラッシュ

大阪市中央区難波千日前11番6号

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成27年12月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市生涯学習施設の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
やまびこホール
- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地
やまびこホール管理組合
生駒市藤尾町300番地
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成27年12月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市福祉センターの指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
生駒市福祉センター
- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人 生駒市社会福祉協議会
生駒市元町1丁目6番12号
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成38年3月31日まで

平成27年12月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

生駒市デイサービスセンター幸楽

- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人 生駒市社会福祉協議会

生駒市元町1丁目6番12号

- 3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成27年12月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

生駒市デイサービスセンター寿楽

- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人 宝山寺福祉事業団

生駒市元町2丁目14番8号

- 3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成27年12月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

RAKU-RAKUはうすの指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

RAKU-RAKUはうす

- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

近鉄ビルサービス株式会社

大阪府中央区難波2丁目2番3号

- 3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成27年12月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市自転車駐車場の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

生駒駅前自転車駐車場、生駒駅前第2自転車駐車場及び生駒駅南自転車駐車場

2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

公益社団法人 生駒市シルバー人材センター

生駒市北田原町2476番8

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成27年12月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市自動車駐車場の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

生駒駅南自動車駐車場、ベルテラスいこま自動車駐車場及び生駒駅北地下
自動車駐車場

2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

近鉄ビルサービス株式会社

大阪府中央区難波2丁目2番3号

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成27年12月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 坪 井 美 佐

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 レイノルズ あい

生年月日 昭和●●年●●月●●日

平成 2 7 年 1 2 月 7 日 提 出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 111 号

生駒市固定資産評価審査委員会委員の選任について

生駒市固定資産評価審査委員会の委員に下記の者を選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●●●●●

氏 名 井 上 重 人

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 奈良市●●●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 脇 田 祥 尚

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 奈良市●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 中 西 伸 之

生年月日 昭和●●年●●月●●日

平成27年12月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史